

総社市告示第 9 5 号

総社市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成 1 8 年総社市告示第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（補助対象者） 第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、市税を滞納していないものであって、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等を行う建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 3 条に規定する団体）とする。 （1）<u>木造住宅耐震診断事業又は戸建て住宅耐震診断事業のうち、構造が木造（丸太組工法によるもの及び建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 3 8 条の規定に基づく認定工法によるものを除く。）であり、かつ、地上階数が 2 以下である建築物を対象とするもの</u> 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第 3 条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士事務所協会（以下「協会」という。）に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価は、この限りでない。 （2）略 （補助金の交付） 第 1 0 条 略 2 略 3 協会は、補助事業者から木造住宅耐震診断事業<u>又は戸建て住宅耐震診断事業（いずれも精密診断法による耐震診断等を除く。）</u>を受託したときは、補助事業者に代わり、<u>当該事業に係る補助金の受領を行うことに同意した</u>	（補助対象者） 第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、市税を滞納していないものであって、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等を行う建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 3 条に規定する団体）とする。 （1）木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第 3 条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士事務所協会（以下「協会」という。）に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価は、この限りでない。 （2）略 （補助金の交付） 第 1 0 条 略 2 略 3 協会は、補助事業者から木造住宅耐震診断事業（精密診断法による耐震診断等を除く。）を受託したときは、補助事業者に代わり、<u>当該木造住宅耐震診断事業に係る補助金の受領を行うことに同意したものとみなし、当</u>

改 正 後				改 正 前			
ものとみなし、当該補助金を受領するものとする。				該補助金を受領するものとする。			
別表（第3条，第4条関係）				別表（第3条，第4条関係）			
補助の対象			補助率等	補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経 費		事業区分	建築物	経 費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)及び(2) 略 (3) 構造が次に掲げる工法以外の <u>工法による木造</u> であるもの ア及びイ 略 (4) 略	次に掲げる経費（一住宅につき13万6,000円（岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法によるもの <u>にあつては</u> ， <u>延べ床面積が200㎡以内のもの</u> については，100㎡に達するまでごとに1万円を加算した額）以内を限度とする。） (1) 耐震診断等の経費（第2条第1号アに係るものは，マニュアルに掲げる一般診断法又は精密診断法によるものに限り，同	補助対象経費の3分の2以内。ただし， <u>マニュアルに掲げる一般診断法によるもの</u> にあつては， <u>延べ床面積が200㎡以内のもの</u> については，100㎡に達するまでごとに8,000円を加算した額を限度とする。	木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)及び(2) 略 (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア及びイ 略 (4) 略	次に掲げる経費（一住宅につき13万6,000円（岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法によるもの <u>にあつては</u> 延べ床面積が200㎡以内の <u>ものでは</u> ，100㎡を超えるものについては，100㎡に達するまでごとに9万円，200㎡を超えるもの <u>にあつては</u> ，100㎡に達するまでごとに1万円を加算した額）以内を限度とする。） (1) 耐震診断等の経費（第2条第1号アに係るものは，マニュアルに掲げる一般診断法， <u>精密診断法</u> によるものに限り，同号	補助対象経費の3分の2以内。ただし，一般診断法の <u>現況診断及び補強計画</u> にあつては延べ床面積が200㎡以内のものについては8万円，200㎡を超えるものについては，100㎡に達するまでごとに8,000円を加算した額を限度とする。

改正後				改正前			
		号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。) (2) 略				エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。) (2) 略	
戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 及び(2) 略 (3) <u>平成12年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅</u>	次に掲げる経費（一住宅につき13万6,000円（ <u>マニュアルに掲げる一般診断法によるもの</u> にあつては、 <u>延べ床面積が200㎡以内のもの</u> については9万円、 <u>200㎡を超えるもの</u> については、 <u>100㎡に達するまでごとに1万円を加算した額</u> ）以内を限度とする。） (1) 及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、 <u>マニュアルに掲げる一般診断法によるもの</u> にあつては、 <u>延べ床面積が200㎡以内のもの</u> については8万円、 <u>200㎡を超えるもの</u> については、 <u>100㎡に達するまでごとに8,000円を加算した額</u> を限度とする。	戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 及び(2) 略 (3) <u>昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅</u>	次に掲げる経費（一住宅につき13万6,000円以内を限度とする。） (1) 及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、 <u>一住宅につき9万円</u> を限度とする。
略				略			

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。